

平成 28 年 2 月 24 日 開会

平成 27 年度 第 13 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 27 年度 第 13 回紫波町教育委員会定例会会議録

1	日 時	平成 28 年 2 月 24 日 午後 2 時 30 分から午後 3 時 45 分			
1	場 所	紫波町役場 会議室 201			
1	出席委員	委員 長	高 橋 榮 幸 君		
		職務代理者	森 田 英 仁 君		
		委 員	松 川 久 美 君		
		委 員	滝 澤 真 千 子 君		
		教 育 長	佐 美 淳 君		
1	説 明 員	教育部長	森 川 一 成 君		
		生涯学習課長	石 川 和 広 君		
		国体推進課長	八重嶋 靖 君		
		学校給食センター所長	俵 正 行 君		
		学習推進室長	谷 地 和 也 君		
		学務室長	葛 博 之 君		

付議事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第 1 号
「平井家住宅の重要文化財指定について」
- 日程第 3 議案第 1 号
「学校教職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて」
- 日程第 4 議案第 2 号
「平成 28 年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」
- 日程第 5 議案第 3 号
「平成 28 年度一般会計予算案（教育委員会分）について」
- 日程第 6 議案第 4 号
「紫波町行政組織機構の改編に伴う関係条例の整備に関する条例案について」
- 日程第 7 議案第 5 号
「紫波町職員定数条例の一部を改正する条例案について」
- 日程第 8 議案第 6 号
「指定管理者の指定について」
- 日程第 9 議案第 7 号
「指定管理者の指定について」

議事の概要

(開会 午後 2 時 30 分)

- 高橋委員長
これより会議を開きます。

本日の出席者は5名でございますので、会議は成立いたしました。
本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。
それでは、ただ今から平成27年度第13回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。

- 佐美教育長
（平成27年度第12回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告）
- 高橋委員長
日程第1「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第2 報告第1号「平井家住宅の重要文化財指定について」を議題といたします。
提案者の報告を求めます。
- 佐美教育長
文化財保護法第27条第1項の規定により、有形文化財が重要文化財に指定されましたので、報告いたします。詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。
- 石川生涯学習課長
それではご報告申し上げます。
平井家住宅の重要文化財の指定について、
 - 1 名 称 平井家住宅
 - 2 員 数 6棟
 - 3 所 在 地 紫波郡紫波町日詰字郡山駅246番地
 - 4 所 有 者 盛岡市本町通一丁目2番17号
平 井 滋 外1名
 - 5 指定年月日 平成28年2月9日同案件につきましては、昨年10月6日に文化審議会から答申が出されておりました。当初の予定ですと、年内の指定と伺っておりましたが、同時に答申された別の案件が協議されていたため、2月まで長引いたということでございます。次のページに告示を載せてございまして、6号の4項目目が平井家住宅でございます。
今後でございますが、指定書も届いておりますので4月10日に交付式を開催し、文化講演会を合わせて開催したいと考えております。詳細が決まり次第、改めてご案内させていただきます。
以上でございます。
- 高橋委員長

ただ今、報告第1号について説明がありましたが、このことについて何かご質問、ご意見はございませんか。

- 高橋委員長
(意見の有無を催促)
(「なし」の声あり。)
- 高橋委員長
質疑を打ち切ります。
報告第1号につきましては、以上のとおりでございます。
- 高橋委員長
次に、日程第3 議案第1号であります。学校教職員の人事案件でありますので、紫波町教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定により非公開にしたいと思っておりますが、非公開とすることに賛成の方は挙手願います。
(挙手あり)
出席委員の3分の2以上に達しておりますので、非公開といたします。
それでは、会議規則第12条第3項の規定により、教育部長を除く事務局職員は退場をお願いします。

～ 非公開 ～

- 高橋委員長
ここで、事務局職員の入室を許可します。
- 高橋委員長
次に、日程第4 議案第2号「平成28年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第2号「平成28年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」であります。
平成28年度につきましても、引き続き町民憲章を教育行政の基本に据え、学校教育、学校給食、生涯学習、国体推進の方針と施策を定めようとするものです。
次の資料ですが、紫波町総合計画に基づく紫波町教育大綱ということで、教育部分をピックアップしました。内容は子どもを中心にしておりますが、読み替えれば、町民全てと置き換えることが出来ると思います。
内容につきましては、各課長等が説明いたします。
- 森川教育部長
平成28年度紫波町学校教育指導計画策定の基本方針について、ご説明いたします。
(1)紫波町学校教育がめざすものとして、町民憲章の実現に資する学校教育の展開を今年度同様に、進めてまいりたいと思っております。
(2)紫波町学校教育目標ですが、これも同様に進めてまいりたいと思っております。
(3)学校教育指導の重点ですけれども、①「力のある」学校づくりとして、「いわて型コミュニティースクール構想」に基づき目標達成型学校経営を行ってまいります。まなびフェスの作成や学校評価を活かした学校経営に取り組んでまいります。②確かな学力を保障し、生き抜く力をはぐくむ学校づくり

につきましては、「わかる」「できる」「楽しい」授業づくりをすることで、学力の向上を目指してまいります。また、グローバル化社会において活躍できる人づくりを目指す外国語活動・英語教育の推進について、今年度同様、3人のALT体制で授業協力を行います。さらに、英語教育強化拠点事業の3年度目として、取り組んでまいります。③豊かな人間性や社会性をはぐくむ学校づくりにつきましては、道徳教育や体験活動を推進し、児童生徒が物事に深く感動する心を養ってまいります。④健やかな体をはぐくむ学校づくりでは、体力向上・食育・心身の健康の保持増進を進めてまいります。⑤「いわての復興教育」の充実を図る学校づくりでは、具体的な復興教育だけではなく、いわての復興に資する人づくりとして、「いきる」「わかる」「そなえる」教育を推進してまいります。⑥キャリア教育の充実を図る学校づくりにつきましては、職業体験等を通して、進路選択能力や社会人として自立出来る力を育成してまいります。⑦特別支援教育の充実を図る学校づくりにつきましては、校内就学支援体制の充実を図り、児童生徒の状況を把握するとともに、適切な支援を行ってまいります。⑧安全・安心な学校づくりにつきましては、学校における安全体制を見直すとともに、教育環境の整備を進めてまいります。

学校教育に関しては、以上でございます。

○ 石川生涯学習課長

平成 28 年度紫波町生涯学習行政の方針と施策について、ご説明いたします。

1 方針でございますが、「まち」「ひと」というところに着目し、地域づくり、しいては町づくりを担う人材の育成を推進してまいります。

2 目標でございますが、資料に掲げました5項目であります。

3 重点施策につきましては、(1)子どもの成長を見守る地域活動の支援ということで、学校以外での子どもたちの成長を教育振興運動、社会参加活動やこども教室等をとおして、支援していくというものでございます。(2)快適に学び続けられる環境づくりにつきましては、公民館を中心としました講座、教室等でそれぞれのニーズに応じた学習が出来る様に、進めてまいります。(3)学習成果を活かす場づくりにつきましては、芸術祭や音楽祭等で発表の場を提供してまいります。(4)郷土の文化的財産の保存と有効活用につきましては、文化財を通して、地域に根ざした人づくりの育成をしてみたいと思います。

(5)スポーツに親しむ機会の提供につきましては、スポーツ庁では健康寿命の延伸ということを1つのテーマとしておりますので、健康で長生き出来るというところに力を入れて進めてみたいと思います。(6)スポーツ競技力の向上につきましては、国体やオリンピックという一大イベントを控えておりますことから、そちらのところが重点に進めてまいります。

以上でございます。

○ 八重嶋国体推進課長

平成 28 年度国体推進の方針と施策について、ご説明いたします。

1 方針でございますが、今回のいわて国体のベースとして考えておりますのは、安全安心で確実な競技を行うことと、観客を含め思い出深い大会にしたいというところでございます。

2 5つの目標を掲げておりますが、内容は昨年と同様となっております。

3 重点施策でございますが、(1)に関しましてはハード面と人に係る部分でありまして、専門的職員を増強いたしまして確実な運営になるようにしたいと

考えてございます。(2)につきましては、安全に競技を行うという点から、インフラの整備ということで、道路の補修などを進めます。具体的には、国道456号線やサイクルパーク周辺の維持補修となります。(3)と(4)はソフトに係るところでございまして、今後自転車競技をオリンピック、あるいはその先までつなげるということで、子ども達に競技観戦の機会を与えたりする事によって、紫波町は自転車の町であるとアピールしていきたいと考えております。また、国体開催前イベントとして、夏に炬火の開催を予定してございます。(5)につきましては、地域、企業、ボランティア等のあらゆる団体に呼びかけまして、国体を盛り上げ応援する事業を展開していきたいというものでございます。

以上でございます。

○ 俵学校給食センター所長

平成28年度紫波町学校給食センターの運営方針について、ご説明いたします。

1 基本方針でございますが、児童生徒が食に関する情報を正しく選択し、健全な食生活の実践につなげられるよう教育の一環としての学校給食を推進していくというものでございます。

2 運営目標につきましては、次の運営方針と合わせてご説明いたします。

3 運営方針でございますが、(1)安全安心で魅力ある学校給食の提供ということで、適正かつ良質な給食食材の確保、衛生環境の確保、食物アレルギーへの対応、献立の工夫などについて、努めてまいりたいと考えております。(2)食育推進への積極的な取組みといたしまして、新年度新たに学校、家庭及び地域との連携を深め、食文化の継承と新たに減塩・適塩など食生活の改善を推進してまいりたいと考えております。この減塩・適塩につきましては、県政課題ということもありますが、学齢期から薄味に慣れてもらい、脳血管疾患の予防など将来的な健康管理につなげていきたいと考えております。(3)学校給食費の効率的運用と公平負担ということで、適正な給食食材の購入及び収納事務の適正実施と効率化に努めてまいります。(4)地場産食材の利用推進につきましては、青果物だけではなく、精肉加工品を含む納入業者の開拓を進めながら、地場産食材の使用率の向上を目指してまいりたいと思います。(5)施設・設備の老朽化対策といたしましては、既存の施設設備の効率的な維持管理に努めてまいります。(6)広報活動の普及充実では、町のホームページや農林課で紹介しております食ナビ、あるいは給食だよりなどを活用いたしまして、広く広報活動を推進し情報の受発信や保護者等との情報共有に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第2号「平成28年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案のとおり決定されました。

- 高橋委員長
次に、日程第5 議案第3号「平成28年度一般会計予算案（教育委員会分）について」を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第3号「平成28年度一般会計予算案（教育委員会分）について」であります。
この度、町長が紫波町議会定例会3月会議に、平成28年度紫波町一般会計予算を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育関係予算について意見を求められたものです。内容につきましては、各担当から説明いたします。
- 葛学務室長
学務課の歳出予算に入る前に、平成28年度一般会計予算教育委員会全体に係る予算説明をさせていただきます。平成28年度の合計額につきましては、14億4千3百98万9千円ということで、前年度と比較しますと、1億9千7百52万9千円の増額となっております。教育費につきましては、紫波町全体の一般会計予算135億6千7百33万3千円のうち約10.6%（前年度約9.3%）を占めているところでございます。教育委員会の全体の予算の関係につきましては、以上でございます。
続きまして、一般会計歳出予算書により学務課より順次歳出予算について主要な部分を説明させていただきます。
122ページをご覧ください。事務局費でございます。報酬であります。外国語指導助手報酬3人とありますが、新規に1名採用するものであります。また、適応支援相談員報酬1人とありますが、適応支援教室「はばたき」に配置するものでございます。現在、「はばたき」には、小学生1人、中学生6人が通級しております。
次に、123ページをご覧ください。需要費については、町内全児童生徒を対象とした集団心理検査（Hyper-QU）の年2回（6月・11月）実施分2百42万円を計上しております。
次に126ページをご覧ください。小学校費の教育振興費でございますが、スクールヘルパー報酬11人とありますが、中学校費にある2人と併せて13人を教育上配慮を要する学校の実情に合わせて配置の予定です。また、複式学級指導講師報酬3人とありますが、指導上困難性のある複式学級を有する学校に配置の予定です。
次に127ページをご覧ください。小学校費の学校建設費でございますが、上平沢小学校プール改築設計業務委託料として4百20万円を計上しております。
次に、130・131ページをご覧ください。中学校費の学校建設費でございますが、紫波第一中学校東校舎トイレ改修工事として5千6百90万円を計上しております。工事の概要としては、校舎生徒用男女トイレ8か所、排水管・便器・トイレブース等取替となっております。また、紫波第二中学校プール改築工事として1億7千2百64万6千円を計上しております。工事の概要としては、ステンレス製プールで水面積400㎡としております。
以上、学務課に係る予算についてご説明申し上げます。
- 谷地学習推進室長

生涯学習課に係る予算について、説明させていただきます。

資料 42 ページをご覧ください。紫波町出会い支援協議会補助金とございますが、活動をしております団体に対しまして、補助金を計上してございます。

次の 85 ページをご覧ください。勤労青少年ホーム費ですが、若者の出会いや交流の支援事業を行っております、総額 1 千 2 百 2 万 9 千円の予算でございます。

次に 97 ページをご覧ください。農業集落センター施設管理費ですが、これは水分集落センターと赤沢集落センターを公民館として利用しておりますので、その施設管理費用として 1 百 55 万 4 千円を計上しているものでございます。

次に 100 ページをご覧ください。林業センター施設管理費ですが、これは佐比内林業センターと長岡林業センターを公民館として利用しておりますので、その施設管理費用として 4 百 26 万円を計上しているものでございます。

次に 131 ページをご覧ください。社会教育総務費のうちの賃金で、埋蔵文化財発掘調査作業員賃金に 2 百 41 万 8 千円を計上してございますが、これは個人住宅が周知の埋蔵文化包蔵地に該当した場合、調査を実施する費用となっております。また、紫波二中のプールが埋蔵文化包蔵地に該当することから、それを調査するために計上したものでございます。

次に 133 ページをご覧ください。同じく社会教育総務費のうちの委託料で、記念館運營業務委託料と記念館施設管理委託料とありますが、来年度からあらえびす記念館を指定管理にする予定にしてございまして、その指定管理料として 2 千 921 万 1 千円を計上したものでございます。

次に 134 ページをご覧ください。公民館費ですが、中央公民館を含む地区公民館に係る事業の予算と、施設管理費用を合わせて総額 5 千 719 万 9 千円を計上してございます。

次に 137 ページをご覧ください。保健体育総務費のなかの委託料でスポーツレクリエーション事業委託料といたしまして、8 百 3 万 2 千円を計上してございます。後で施設管理のところに出てきますが、これと併せまして紫波町体育協会に引き続き指定管理をしたいと考えてございまして、今回の議会に提案する予定になってございます。

次に 138 ページをご覧ください。負担金、補助及び交付金というところで紫波町体育協会補助金とあります。これは指定管理以外の部分ですが、体育協会に対する補助金といたしまして 2 千 894 万 8 千円を計上してございます。

次に 139 ページをご覧ください。委託料のところに総合体育館管理業務委託料と運動公園管理業務委託料を計上してございますが、指定管理の分がこれにあたります。また、工事請負費といたしまして、野球場のスコアボードの塗装工事費として 3 百 62 万 9 千円を計上してございます。

以上でございます。

○ 八重嶋国体推進課長

国体推進課に係る予算について、説明させていただきます。

138 ページをご覧ください。いわて国体紫波町実行委員会運営負担金としまして、9 百 62 万円を計上してございます。こちらは事前 PR 活動の経費、先進地の視察や専門職員の人件費などが含まれてございまして、全て町の単独費で運営する予定でございます。

次にいわて国体紫波町自転車競技大会開催負担金、6 千 8 百 90 万円となっております。

ございます。こちらは競技を行ううえで必要な経費となっておりまして、例えば仮設設備や計測の業務委託、競技役員の報酬といったものが含まれております。こちらの総額の3分の2程度は、県の大会局からの補助金となる見込みです。なお、県からの補助金以外の収入といたしまして、国レベルの競技団体からの補助、あるいは企業や個人からの協賛等についても収入経費に充てる予定でございます。

以上でございます。

○ 俵学校給食センター所長

学校給食センターに係る予算について、説明させていただきます。

51 ページをご覧ください。23 節の償還金、利子及び割引料の過誤納付還付金として、年度を越えて多く又は誤って納付いただいた給食費を返金するために、昨年度と同額の3万円を計上しております。

141 ページをご覧ください。18 節の給食用備品購入費ですが、これは調理用野菜切器や業務用冷凍庫などの更新に伴い、3 百 4 万 5 千円を計上しております。

また、需用費のなかの給食材料代で1 億 5 千 3 百 33 万 8 千円とありますが、これは保護者の方々からいただいた学校給食費を充当するというので、取り扱わせていただいております。

以上でございます。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

皆様方から、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

○ 松川委員

134 ページの報償費に読書感想文コンクール審査員謝金とありますが、これは胡堂・あらえびす大賞「読書と音楽の感想文コンクール」でのことでしょうか。

○ 谷地学習推進室長

以前の名称のままになっておりました。内容は、胡堂・あらえびす大賞「読書と音楽の感想文コンクール」のものになります。

○ 松川委員

138 ページにスポーツ全国大会等参加補助金とありますが、補助金を出す場合の基準はありますか。

○ 谷地学習推進室長

大会につきましては、全国大会またはそれに準ずる大会になります。また、紫波町に在住している方を対象としております。補助金の積算につきましては、電車での交通費の4分の1の額となっております。

○ 松川委員

紫波町在住で、町外の高校に通学している場合はどうなりますか。

○ 谷地学習推進室長

大会にもよりますが、例えばインターハイであれば対象にはなりません。

○ 高橋委員長

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第3号「平成28年度一般会計予算案（教育委員会分）について」は、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なしの」声あり。)

- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって議案第3号は、原案に同意することに決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第6 議案第4号「紫波町行政組織機構の改編に伴う関係条例の整備に関する条例案について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第4号「紫波町行政組織機構の改編に伴う関係条例の整備に関する条例案について」であります。
紫波町行政組織条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。
詳細につきましては、教育部長より説明いたします。
- 森川教育部長
議案第4号「紫波町行政組織機構の改編に伴う関係条例の整備に関する条例案について」補足説明いたします。
紫波町行政組織条例の一部を改正するという事で、第1条中、経営支援部を企画総務部に改めるものでございます。さらに、第2条中、生活部を教育委員会事務局と改めるものでございます。また、附則の第2項から第8項におきまして、経営支援部を企画総務部に改めるものでございます。
理由といたしましては、町の行政組織機構を改編するにあたり、併せて関係する条例を改正しようとするものでございます。
以上でございます。
- 高橋委員長
これより質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第4号「紫波町行政組織機構の改編に伴う関係条例の整備に関する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第4号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に日程第7 議案第5号「紫波町職員定数条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第5号「紫波町職員定数条例の一部を改正する条例案について」であります。
紫波町職員定数条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。

詳細につきましては、教育部長より説明いたします。

○ 森川教育部長

議案第 5 号「紫波町職員定数条例の一部を改正する条例案について」補足説明いたします。

今までありました福祉課こども室の部署が、新設されるこども課として教育委員会部局になります。そこで町長の事務部局、定数 214 人だったものが 168 人となります。また、教育委員会の事務部局 20 人だったものが、66 人とそれぞれ改められますが、合計数は変わりございません。

46 人の内訳としましては、こども室の職員 4 人、保育所の職員 40 人が移ることになりますが、余裕をもって 46 人の変更となっております。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

○ 佐美教育長

中央保育所が来年 1 年間をもって無くなり、民設民営の保育所が出来ることになっております。新年度からは新しい組織になりますので、条例で定数を定めたということでありませ

○ 高橋委員長

これからは、幼保連携がうまくいくと思われませ

○ 佐美教育長

就学前教育を学校教育へ、スムーズにつなぐことができればと思っております。

○ 高橋委員長

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第 5 号「紫波町職員定数条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めませ

よって議案第 5 号は、原案のとおり決定されませ

○ 高橋委員長

次に日程第 8 議案第 6 号「指定管理者の指定について」を議題といたさせ

提案理由の説明を求めませ

○ 佐美教育長

議案第 6 号「指定管理者の指定について」でありませ

指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものでありませ

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたさせ

○ 石川生涯学習課長

議案第 6 号「指定管理者の指定について」補足説明いたさせ

資料 2 ページ目をご覧ください。先程の予算説明のなかで指定管理についてお

伝えいたしましたうちの、1件目でございます。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
紫波町総合体育館
紫波運動公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
岩手県紫波郡紫波町桜町字下川原 100 番地
一般財団法人紫波町体育協会
会長 小川 哲男
- 3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
となっております。体育協会につきましては、今まで 4 期 12 年指定してご
ざいます。申請の評価も非常に高くなっておりますので、引き続き指定しよう
とするものでございます。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第 6 号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、日程第 9 議案第 7 号「指定管理者の指定について」を議題といたしま
す。

提案理由の説明を求めます。

○ 佐美教育長

議案第 7 号「指定管理者の指定について」であります。

指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
29 条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするもの
であります。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

○ 石川生涯学習課長

議案第 7 号「指定管理者の指定について」補足説明いたします。

資料 2 ページ目をご覧ください。指定管理についてお伝えいたしましたうちの、
2 件目でございます。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
野村胡堂・あらえびす記念館
- 2 指定管理者となる団体の名称
岩手県紫波郡紫波町彦部字暮坪 193 番地 1
特定非営利活動法人野村胡堂・あらえびす記念館協力会
理事長 野村 晴一

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

となります。記念館は、平成 7 年 6 月にオープンしてございます。その際、この協力会を準備段階から組織しておりまして、平成 7 年以降、こちらから委託というかたちで業務を行ってきております。この度、指定管理ということで審査いたしました結果、高い評価をすることが出来ましたので、指定管理にするものでございます。

以上でございます。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

○ 佐美教育長

記念館には、町の職員と N P O 法人の方とで運営にあたっておりますが、同じ職場に立場が違う者がいますと、指示命令系統に支障をきたします。新年度からは全て N P O 法人の方に運営をしていただく予定であり、指定管理への道筋を付けたということであります。

○ 高橋委員長

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第 7 号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 7 号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。

続いて、その他に入ります。

事務局から説明願います。

○ 事務局からの事務連絡 (葛学務室長)

・教育委員会 3 月定例会開催日の調整

調整結果：3 月 22 日(火) 午後 3 時 30 分から
会議室 304

・平成 27 年度町内小・中学校の卒業式について

・第 3 回紫波町総合教育会議について

○ 高橋委員長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

○ 高橋委員長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成 27 年度第 13 回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後 3 時 45 分)